

四国中央市議会政務活動費の交付に関する条例施行規程
(素案)

平成 27 年 11 月

四国中央市議会政務活動費の交付に関する条例施行規程

(趣旨)

第1条 この告示は、四国中央市議会政務活動費の交付に関する条例（平成〇〇年四国中央市条例第〇〇号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付申請)

第2条 政務活動費の交付を受けようとする議員（以下「申請者」という。）は、市長に対し、議長を経て政務活動費交付申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

(交付決定)

第3条 市長は、政務活動費の交付を決定したときは、政務活動費交付決定通知書（様式第2号）により議長を経て申請者に通知するものとする。

(交付請求)

第4条 市長から前条の規定による決定の通知を受けた申請者は、通知のあった日から10日以内に政務活動費交付請求書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

2 政務活動費の支払は、無利息型かつ政務活動費専用の口座へ振込みにより行うものとする。

(収支報告書)

第5条 条例第6条第1項に規定する収支報告書は、様式第4号によるものとする。

(政務活動費の返還申出)

第6条 条例第7条第1項の規定による申出は、政務活動費返還申出書（様式第5号）によるものとする。

(政務活動費の返還命令)

第7条 条例第7条第2項の規定による命令は、政務活動費返還命令書（様式第6号）によるものとする。

(会計帳簿等の整理保管)

第8条 政務活動費の交付を受けた議員は、政務活動費の支出について会計帳簿を作成するとともに、領収書等の証拠書類を整理し、これらの書類を条例第6条第2項及び第3項の規定による収支報告書の提出期限の日の翌日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。

(その他)

第9条 告示の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この告示は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

政 務 活 動 費 交 付 申 請 書

年 月 日

四国中央市長 様

議員氏名 印

下記のとおり政務活動費を交付されたく、四国中央市議会政務活動費の交付に関する
条例施行規程第2条の規定により申請します。

記

交付申請額（ 年度分）

円

様式第2号（第3条関係）

政 務 活 動 費 交 付 決 定 通 知 書

年 月 日

様

四国中央市長



年 月 日申請のあった政務活動費は、下記のとおり決定したので、四国中央市議会政務活動費の交付に関する条例施行規程第3条の規定により通知します。

記

年度政務活動費決定額

円

様式第3号（第4条関係）

政 務 活 動 費 交 付 請 求 書

年 月 日

四国中央市長 様

議員氏名 印

四国中央市議会政務活動費の交付に関する条例施行規程第4条の規定により、下記のとおり請求します。

記

金 円

ただし、 年 月分 ～ 年 月分

なお、次の口座に振込願います。

金融機関			本店 支店 支所
預金種別	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

様式第4号（第5条関係）

年度政務活動費収支報告について

年 月 日

四国中央市議会議長

様

議員名

印

四国中央市議会政務活動費の交付に関する条例施行規程第5条の規定に基づき、別紙
のとおり 年度政務活動費収支報告書を提出します。

年度政務活動費収支報告書

議員名

1 収入

政務活動費 _____ 円

2 支出

(単位：円)

科目	金額	備考
調査研究費		
要請陳情活動費		
広報広聴活動費		
研修費		
資料購入費		

3 残額 _____ 円

備考 備考欄には、主たる支出の内訳を記載すること。

様式第5号（第6条関係）

政 務 活 動 費 返 還 申 出 書

年 月 日

四国中央市長 様

議員氏名 印

年度分として交付を受けた政務活動費について、残余金が生じたので、四国中央市議会政務活動費の交付に関する条例施行規程第6条の規定により、次のとおり返還を申し上げます。

交付を受けた額	円
支出した額	円
返還する額	円

様式第6号(第7条関係)

政 務 活 動 費 返 還 命 令 書

年 月 日

様

四国中央市長



年 月 日交付決定した政務活動費について、下記のとおり返還を命ずることに決定したので、四国中央市議会政務活動費の交付に関する条例施行規程第7条の規定により通知します。

記

- 1 返還命令に係る政務活動費の額 円
- 2 納付期限 年 月 日
- 3 返還命令の理由

